

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2011-516609(P2011-516609A)

【公表日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2011-021

【出願番号】特願2011-505123(P2011-505123)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/76	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	27/16	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	5/14	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	19/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 0 7 K	14/47	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	48/00
A 6 1 K	35/76
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	37/06
A 6 1 P	37/08
A 6 1 P	11/00

A 6 1 P 19/02  
 A 6 1 P 29/00 1 0 1  
 A 6 1 P 1/16  
 A 6 1 P 27/16  
 A 6 1 P 17/02  
 A 6 1 P 1/04  
 A 6 1 P 5/14  
 A 6 1 P 15/00  
 A 6 1 P 13/12  
 A 6 1 P 19/04  
 A 6 1 P 37/02  
 A 6 1 P 25/00  
 A 6 1 P 21/04  
 A 6 1 P 17/06  
 A 6 1 P 21/02  
 A 6 1 P 9/10  
 A 6 1 P 9/10 1 0 1  
 A 6 1 P 31/04  
 A 6 1 P 11/02  
 A 6 1 P 11/06  
 A 6 1 P 1/00  
 A 6 1 P 1/16 1 0 5  
 A 6 1 P 21/00  
 A 6 1 P 1/02  
 A 6 1 P 17/00  
 C 1 2 N 15/00 Z N A A  
 C 0 7 K 14/47

## 【手続補正書】

【提出日】平成23年5月23日(2011.5.23)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

S P A R C ポリペプチドを含む、炎症性疾患又は炎症状態を治療するための剤。

## 【請求項2】

S P A R C ポリペプチドが配列番号1を含む、請求項1に記載の剤。

## 【請求項3】

炎症性疾患又は炎症状態が、腹膜炎、胸膜炎、関節リウマチ、炎症性関節症、急性散在性脳脊髄炎、アジソン病、強直性脊椎炎、自己免疫性肝炎、自己免疫性内耳疾患、水疱性類天疱瘡、セリアック病、クローン病、潰瘍性大腸炎、皮膚筋炎、子宮内膜症、グッドパスチャーリー症候群、バセドウ病、ギラン・バレー症候群、橋本病、川崎病、間質性膀胱炎、エリテマトーデス、混合性結合組織病、多発性硬化症、重症筋無力症、尋常性天疱瘡、乾癬、乾癬性関節炎、多発性筋炎、原発性胆汁性肝硬変、強皮症、シェーグレン症候群、全身硬直症候群、側頭動脈炎、血管炎アテローム性動脈硬化症(v a s c u l i t i s a t h e r o s c l e r o s i s)、関節リウマチ、敗血症、急性気管支炎、肺気腫、鼻炎、副鼻腔炎、喘息、肺胞炎、農夫肺病、過反応性気道、気管支炎、肺臓炎、小児喘息、気管

支拡張症、肺線維症、A R D S、肺炎、間質性肺臓炎、気管支炎、放射線誘発性傷害、囊胞性線維症、1 - アンチトリプシン欠損症、炎症性偽ポリープ、深在性囊胞性大腸炎、腸壁囊状気腫症、胆石、腎結石、関節リウマチ、乾癬性関節炎、若年性関節リウマチ、早期関節炎、反応性関節炎、骨関節炎、腱炎、歯周病、線維症、神経炎症、多発性硬化症、漿膜炎、白斑、ウェゲナー肉芽腫、又はアテローム性動脈硬化症、敗血症、急性気管支炎、アレルギー性気管支炎、若しくは慢性気管支炎、慢性閉塞性気管支炎、咳嗽、肺気腫、アレルギー性鼻炎若しくは副鼻腔炎又は非アレルギー性鼻炎若しくは副鼻腔炎、慢性鼻炎若しくは副鼻腔炎、喘息、肺胞炎、農夫肺病、過反応性気道、感染性気管支炎若しくは肺臓炎、小児喘息、気管支拡張症、肺線維症、成人急性呼吸窮迫症候群、気管支浮腫、肺浮腫、気管支炎、肺炎、間質性肺臓炎、又は気管支炎、心不全の結果としての肺炎、放射線肺臓炎、化学療法誘発性肺臓炎、囊胞性線維症、又は1 - アンチトリプシン欠損症、急性胆囊炎又は慢性胆囊炎である、請求項1に記載の剤。

## 【請求項4】

抗炎症薬を更に含む、請求項1に記載の剤。

## 【請求項5】

抗菌剤を更に含む、請求項1に記載の剤。

## 【請求項6】

抗菌剤が、抗真菌剤、抗ウイルス剤又は抗生物質である、請求項5に記載の剤。

## 【請求項7】

S P A R C ポリペプチドを含む、腹腔内投与により腹膜炎を治療するための剤。

## 【請求項8】

腹膜炎が特発性細菌性腹膜炎である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項9】

腹膜炎が化学性腹膜炎である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項10】

腹膜炎が虫垂炎の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項11】

腹膜炎が腸梗塞の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項12】

腹膜炎が脾臓炎の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項13】

腹膜炎が胃破裂の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項14】

腹膜炎が穿孔性胃潰瘍の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項15】

腹膜炎が外傷の結果である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項16】

抗炎症薬を更に含む、請求項7に記載の剤。

## 【請求項17】

抗菌剤を更に含む、請求項7に記載の剤。

## 【請求項18】

抗菌剤が、抗真菌剤、抗ウイルス剤又は抗生物質である、請求項7に記載の剤。

## 【請求項19】

S P A R C ポリペプチドが配列番号1を含む、請求項7に記載の剤。

## 【請求項20】

S P A R C ポリペプチドを含む、腹腔内投与により哺乳動物において腹膜癒着の発生率を低下させるための剤。

## 【請求項21】

S P A R C ポリペプチドが配列番号1を含む、請求項20に記載の剤。

## 【請求項22】

腹膜癒着が外傷に起因する、請求項 20 に記載の剤。

【請求項 23】

腹膜癒着が腹部又は骨盤内手術に起因する、請求項 20 に記載の剤。

【請求項 24】

腹膜癒着が腹膜炎に起因する、請求項 20 に記載の剤。

【請求項 25】

S P A R C ポリペプチドを含む、腹腔内投与によって子宮内膜症を治療するための剤。

【請求項 26】

S P A R C ポリペプチドが配列番号 1 を含む、請求項 25 に記載の剤。

【請求項 27】

抗炎症薬を更に含む、請求項 25 に記載の剤。

【請求項 28】

抗菌剤を更に含む、請求項 25 に記載の剤。

【請求項 29】

抗菌剤が、抗真菌剤、抗ウイルス剤又は抗生物質である、請求項 28 に記載の剤。

【請求項 30】

S P A R C ポリペプチドをコードする単離されたポリヌクレオチドを含む、炎症性疾患又は炎症状態を治療するための剤。

【請求項 31】

S P A R C ポリペプチドをコードする単離されたポリヌクレオチドが配列番号 2 を含む、請求項 30 に記載の剤。

【請求項 32】

炎症性疾患又は炎症状態が、腹膜炎、胸膜炎、関節リウマチ、炎症性関節症、急性散在性脳脊髄炎、アジソン病、強直性脊椎炎、自己免疫性肝炎、自己免疫性内耳疾患、水疱性類天疱瘡、セリアック病、クローン病、潰瘍性大腸炎、皮膚筋炎、子宮内膜症、グッドパスチャー症候群、バセドウ病、ギラン・バレー症候群、橋本病、川崎病、間質性膀胱炎、エリテマトーデス、混合性結合組織病、多発性硬化症、重症筋無力症、尋常性天疱瘡、乾癬、乾癬性関節炎、多発性筋炎、原発性胆汁性肝硬変、強皮症、シェーグレン症候群、全身硬直症候群、側頭動脈炎、血管炎アテローム性動脈硬化症 (v a s c u l i t i s a t h e r o s c l e r o s i s)、関節リウマチ、敗血症、急性気管支炎、肺気腫、鼻炎、副鼻腔炎、喘息、肺胞炎、農夫肺病、過反応性気道、気管支炎、肺臓炎、小児喘息、気管支拡張症、肺線維症、A R D S、肺炎、間質性肺臓炎、気管支炎、放射線誘発性傷害、囊胞性線維症、1 - アンチトリプシン欠損症、炎症性偽ポリープ、深在性囊胞性大腸炎、腸壁囊状気腫症、胆石、腎結石、関節リウマチ、乾癬性関節炎、若年性関節リウマチ、早期関節炎、反応性関節炎、骨関節炎、腱炎、歯周病、線維症、神経炎症、多発性硬化症、漿膜炎、白斑、ウェゲナー肉芽腫、又はアテローム性動脈硬化症、敗血症、急性気管支炎、アレルギー性気管支炎、若しくは慢性気管支炎、慢性閉塞性気管支炎、咳嗽、肺気腫、アレルギー性鼻炎若しくは副鼻腔炎又は非アレルギー性鼻炎若しくは副鼻腔炎、慢性鼻炎若しくは副鼻腔炎、喘息、肺胞炎、農夫肺病、過反応性気道、感染性気管支炎若しくは肺臓炎、小児喘息、気管支拡張症、肺線維症、成人急性呼吸窮迫症候群、気管支浮腫、肺浮腫、気管支炎、肺炎、間質性肺臓炎、又は気管支炎、心不全の結果としての肺炎、放射線肺臓炎、化学療法誘発性肺臓炎、囊胞性線維症、又は1 - アンチトリプシン欠損症、急性胆囊炎又は慢性胆囊炎である、請求項 30 に記載の剤。

【請求項 33】

抗炎症薬を更に含む、請求項 30 に記載の剤。

【請求項 34】

抗菌剤を更に含む、請求項 30 に記載の剤。